

平成28年 9 月 第 3 回佐々町議会定例会 会議録 （3 日目）

1. 招 集 年 月 日 平成28年 9 月27日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成28年 9 月29日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	福 田 喜 義 君	2	阿 部 豊 君	3	寺 崎 俊 男 君
4	永 安 文 男 君	5	橋 本 義 雄 君	6	平 田 康 範 君
7	須 藤 敏 規 君	8	淡 田 邦 夫 君	9	仲 村 吉 博 君
10	西 日 出 海 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	大 瀬 忠 昭 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事 兼企画財政課長 兼 税 務 課 長	浦 田 純 一 君	総 務 課 長	川 内 野 勉 君	住民福祉課長	内 田 明 文 君
保険環境課長	川 崎 順 二 君	建 設 課 長	松 本 孝 雄 君	水 道 課 長	山 本 勝 憲 君
産 業 経 済 課 長 兼農業委員会事務局長	今 道 晋 次 君	教 育 次 長	水 本 淳 一 君	会 計 管 理 者	谷 添 正 人 君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	中 村 義 治 君	議 会 事 務 局 書 記	松 本 典 子 君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第56号 平成28年度 佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第3 議案第57号 平成28年度 佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第58号 平成28年度 佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第59号 平成28年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第60号 平成28年度 佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第61号 平成28年度 佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 請願第1号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める
意見書採択に関する請願書

追加日程第1 意見書第1号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める
意見書案の提出について

日程第9 発議第3号 議員の派遣について

日程第10 閉会中の所管事務調査

閉会

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（西 日出海 君）

皆さん、おはようございます。ただいまから平成28年9月第3回佐々町議会定例会の3日目を開会します。

本日の出席議員は全員出席です。これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（西 日出海 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、1番、福田喜義君、2番、阿部豊君を指名します。

昨日に引き続き、議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めます。

発言を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

きのう、産業経済課長が発言しましたことに対しまして、皆様に謝罪を申し上げたいと思っております。

不適切な発言が一部あったということで、私も考えておりますので、今後そのようなことがないように、十分気をつけてやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

産経の課長のほうからも発言がありますので、よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

昨日の補正予算の審議におきまして、私の答弁でご迷惑をおかけし、大変申しわけございませんでした。

議 長（西 日出海 君）

昨日の大雨による災害等があったということでございますので、町長のほうから冒頭申し上げます。

町 長（古庄 剛 君）

昨日から皆さん御存じのとおり、大変雨が降っておりまして、9月29日の8時までに総雨量が225ミリの雨が降っておりまして、大体1時間あたり23ミリというのが一番多い雨量でございまして、ずっと降り続けているということでございます。

昨日の9時に汚水ポンプ、それから第2汚水ポンプの排水がなかなか追いつかなくなったということも聞いておりますし、それからきのうの9時40分ごろ県道佐世保鹿町線の水の浦バス停の付近で、倒木があり、のり面の崩壊の恐れがあるということで、現在、交通止めということでなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上の大雨について報告をさせていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

よろしいでしょうか。それでは、昨日に引き続き、議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めます。

— 日程第2 議案第56号 平成28年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） —

議 長（西 日出海 君）

日程第2、議案第56号 平成28年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議案第56号の朗読説明いたします。

議案第56号 平成28年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、平成28年度佐々町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,044万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年9月27日提出、佐々町長。

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

それでは、議案の説明をさせていただきます。

めくっていただきまして、1ページでございます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、1款国民健康保険税、補正額、減額584万8,000円、計2億7,487万3,000円、1項国民健康保険税、補正額、計とも同額でございます。

5款前期高齢者交付金、補正額6万1,000円、計3億9,493万円、1項前期高齢者交付金、補正額、計ともに同額でございます。

10款繰越金、補正額5,479万8,000円、計5,480万1,000円、1項繰越金、補正額、計とも同額でございます。

11 款諸収入、補正額 143 万 2,000 円、計 180 万 5,000 円、1 項雑入、補正額 143 万 2,000 円、計 180 万 3,000 円、歳入合計、補正額 5,044 万 3,000 円、計 18 億 9 万円。

次に 2 ページ、歳出でございます。1 款総務費補正額 18 万 4,000 円、計 846 万 8,000 円、1 項総務管理費、補正額 18 万 4,000 円、計 593 万 8,000 円。

2 款保険給付費、補正額ゼロ、計 10 億 5,274 万 8,000 円、1 項療養諸費、補正額ゼロ、計 9 億 864 万 1,000 円。

4 款前期高齢者納付金、補正額 3 万 8,000 円、計 13 万 3,000 円、1 項前期高齢者納付金、補正額、計ともに同額でございます。

5 款後期高齢者支援金、補正額 11 万円、計 1 億 8,126 万 9,000 円、1 項後期高齢者支援金、補正額、計ともに同額でございます。

6 款介護納付金、補正額 19 万 3,000 円、計 6,492 万 4,000 円、1 項介護納付金、補正額、計ともに同額でございます。

8 款保険事業費、補正額 14 万 1,000 円、計 2,067 万 5,000 円、1 項保健事業費、補正額、計ともに同額でございます。

9 款積立金、補正額 2,104 万 5,000 円、計 2,109 万 2,000 円、1 項積立金、補正額、計ともに同額でございます。

10 款諸支出金、補正額 1,271 万 2,000 円、計 1,360 万 5,000 円、1 項返還金、補正額 1,271 万 4,000 円。

12 款予備費、補正額 1,602 万円、計 2,149 万 8,000 円、1 項予備費、補正額、計ともに同額でございます。

歳入合計、補正額 5,044 万 3,000 円、計 18 億 9 万円。

めくっていただきまして 3 ページでございます。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括につきましては割愛させていただきます。

下の 4 ページでございます。歳入、1 款国民健康保険税ですが、これは本算定によるものでございます。一般分としまして 107 万 6,000 円の増額、退職分としまして、減額ですが、692 万 4,000 円の減となっております。合計で 584 万 8,000 円の減額です。この退職医療につきましては、前年の 12 月末調定をもとに予算を計上しましたが、対象者が当初の 143 人から 97 人へと減となっておりますので、大幅な減ということになっております。

次に、下の 5 款前期高齢者交付金ですが、当初予算は概算計上でございましたので、交付決定に伴いまして 6 万 1,000 円の増額でございます。

次にめくっていただきまして 5 ページでございます。10 款繰越金ですが、平成 27 年度の決算に伴う繰越金です。繰越金合計としまして 5,479 万 8,000 円の増額で、内訳としまして、その他繰越金 4,208 万 7,000 円、療養給付費負担金繰越金、これは国への返還金に充てる分でございますが、1,271 万 1,000 円となっております。

次に、11 款諸収入ですが、これは第三者納付金の分でございます。交通事故 1 件分の求償分として 143 万 2,000 円の増額となっております。

続きまして、6 ページでございます。歳出です。1 款総務費 1 項 1 目一般管理費です。9 節旅費につきましては、国保関係での各種説明会の増に伴います増額でございます。

13 節委託料につきましては、先ほど歳入でありました第 3 者行為、交通事故の関係で、この求償事務については、国保連合会のほうに委託をしておりますので、その委託料として求償額の 6 % を支払うというようになっております。その 6 % 分の委託料の計上でございます。

次の一番下ですが、4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金、それとめくっていただきまして 7 ページ、5 款 1 項 1 目後期高齢者支援金、それと次の 6 款 1 項 1 目介護納付金、これにつきましては、当初概算計上でしてございましたので、算定による増額でございます。

次に、7 ページ、一番下の分ですが、8 款 1 項 2 目保健衛生普及費、需用費 14 万 1,000 円の

増ですが、これは保健指導、栄養指導を行う分での栄養指導教室の材料代としての購入費用で
ございます。

8 ページをお願いします。9 款 1 項 1 目積立金、財政調整基金積立金でございますが、収入
で、その他の繰越金として上げております分の 2 分の 1 相当額を積み立てるものでございます。
これによりまして、基金の残額は約 1 億 100 万円というふうになってきます。

それから、その次の 10 款 2 項 2 目療養給付費負担金返還金でございますが、これは、先ほど
言いました国への返還金分でございます。平成 27 年に概算交付を受けておりまして、翌年度で
ある平成 28 年度にその分の精算を行います。その精算によります返還金となっております。

それから、一番下の 12 款予備費につきましましては、歳入歳出予算の調整となります。

以上、説明となります。よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これについて資料等は別にありませんね。

これより質疑を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

決算の実質収支額繰越金にかかわって、基金積立金、それから諸支出金、予備費にかかわ
って質問いたします。

決算で実質収支の額 5,480 万 1,000 円ということについては、233 条の 2 の本文とただし書き
で対応が書いてありますけれども、これについては、本文は翌年度に編入しなければならない
ということで、これは今年度でこういった形で繰越金という形で歳入に入れるということは当
然だと思いますが、ただし書きの定めで、基金に積み立てるというような形になっているわけ
ですが、これは町長の方針でこうされているかと思いますが、歳出のところで、積立金、諸支
出金、予備費という形で上がっておりますけれども、諸積立金の 1,271 万 2,000 円、これは計で
は 1,271 万 4,000 円とありますが、これについては返還義務があるわけですから、これは返還し
て出さないといけない。しかし、積立金に上がっている分と予備費で上がっている分、合計す
ると 4,200 万円ほどありますけれども、この分については、町長の判断でどういうふうに使っ
ていくのかという判断はできるお金だろうと思いますが、そのことについて確認をさせていた
だきます。

できるんでしょうか、できないんでしょうか。こういうやり方でないといけないというふう
な定めがあるんでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

基金の積み立てのことを今おっしゃっているんですかね。

議 長（西 日出海 君）

わかるように説明してください。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

233 条の 2 の本文では繰越金、実質収支の分については、翌年度の歳入に入れんといかん
というふうに書いてありますね。

ただし書きについては、議会の議決うんぬんとか、条例の定めるところによると、または普

通地方公共団体の議会の議決によると。条例の定めと地方公共団体の議会の議決ということ 2 つあるわけですので、そういうふうな手続きを踏んでこういうふうにしようということで、議案を提案されていると思いますから、このことについて、町長の判断でこういうふうにいたしますよということで議案されたんでしょうから、この分については、必ずこういうふうなやり方をしないといけないということなのかどうなのか。もっと使途としては、自由な裁量の余地があるのではないかという本文の規定からいけば、そう読めるんですがどうなのでしょう。

議 長（西 日出海 君）

打ち合わせしますか。大丈夫ですか。
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

基金の積み立てにつきましては、条例上、予算の範囲内で決めるということになっておりますので、その分で積み立てを行います。繰越金の 2 分の 1 相当ということで、一般会計にならって純粋たる繰越金、返還金を除いた分を積み立てるということで計上させていただいてるところです。

これが基金のほうに積み立てることになるんですが、基金についてはある程度、耐力に基づいていなければ急激な医療費の増の変化に対応できないということもございますので、積み立てられるときにはこういうふうな形で積み立てていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、繰越の多分 5,480 万 1,000 円の 2 分の 1 を繰越ということで、これを基金に積み立てるわけですね。

これは一般会計と同じく、そういう扱いをしているわけですが、やはり、これが余ったからということで、保険料の値下げとかそういうことがなかなか難しいと。と申しますのは、やはり、来年度の、例えば、この財政調整基金の積み立てがなければ、やはり来年度の医療費といいますか、保険料の値上げにつながる可能性もあるわけです。その中で、やはり財源の中でやっていく、運営していくというのが、我々の努めでございますので、今回、ことしもですけど、いつも剰余金につきましては 2 分の 1 を一般会計にならって、基金に積み立てているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

一般会計にならってということで、いつも 2 分の 1 ということの説明があるんですが、ただし書きでは、条例の定めるところによりということでありますので、条例の定めを資料として提出してください。2 分の 1 の根拠。

議 長（西 日出海 君）

ありますか。手元にない。資料があるならどうぞ、いってください。

質疑をそのままにして、ほかの方の質疑にはいいですか。ほかの方、質疑のある方、どうぞ。

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

国保税とそれから各種の県からの交付金の関係でお尋ねするわけですが、御存じのように、平成30年度から国保会計が県の財政運営に移り変わるというのを報道されております。それで、年度、年度でスケジュールがあらうと思うのですが、28年度においては、県のほうで連絡調整会議とかそういうのを行われたのかどうか。先日、町村会館に行った場合、国保連合会から2人、県のほうにその関係で派遣されているということを知りましたもんですから、来年度から改正になりましたら、本町においても条例改正とかいろいろ出てくるんじゃないかと思っておりますので、そういう市町村の意見を聞くようにもなっていると思いますので、そういう会議が行われて、またワーキンググループなど開かれているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

平成30年度から国保の都道府県化ということになっております。その分につきまして、そのように、まず連絡調整会議ということで、担当課長レベルの調整会議がございます。その下部組織として、担当者での実務者の検討会というのを持っております、4部門にわかれて検討しているところでございます。

その中で、特に給付とかに関しましては、県内各市町でいろんな取り扱い方が違いますので、この分での協議がかなり回数を要するというので、先ほど補正にありました旅費のところが増額しているというのも、この要因です。

このワーキンググループでの会議が増加しているということもありまして、先ほど補正予算の中で旅費を経由させていただいておりますけれども、この分の旅費の増につながっている分でございます。

当初、それぞれの部会で年間4回程度の会議ということで計画をしておったところでございますが、先ほど言いました給付に関しましては、やはり、かなり取り扱い方が違うということで、時間をかけて協議をするべきということもございまして、回数が4回から、ちょっと覚えていないんですが、回数を増やして協議をするということで現在進められているところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

そういうことは28年度、今、何回ほど行われて、私が心配するのは、うち独自の国保会計の今現状がどうあるかですね。それを反映した中で意見を出しておかないと、決まった後ではちょっと困るもんですから。うちの現状の今、資産割とかいろいろあるのをどうするのか、全体的な検証をどうなさっているのか、準備状況をちょっと確認したかったもんですから。先ほど、仲村議員さんの発言にもありましており、全国を見たら、限度額の引き下げとか単独でしているところもございますので、そういうところ全体を見て、今保険料が高くないのか、そこら

辺まで検討して、資産割をどうするか、均等割をするかというのも検討すべきではないかと思うもんですから、国の通知を読みますと、町民一人あたりの所得がどうかによって保険料は算定するようでございますので、長崎県がどのレベルの 1 世帯あたり所得があるのか、そういうのをちょっとまた今後お尋ねしていきたいと思うんですけれども、実際的に保険税をみますと、決算を見ていくと、毎年度、不納欠損がかなり上がってきておりますので、退職者については年々対象世帯が減っていますから、100%に近い徴収率ではあるんですけれども、そこら辺もあります。

また、国の財政安定化関係の交付金についても、どうでしょうかね、徴収率が悪いところには基準的な交付金はやるとか、徴収率がいいところには少なくやるとか、いろんなことを書いてあるもんですから、いくら最初が頑張っても、交付金で調整されたら困るもんですから、そういう詳しいことをよく今から勉強せんばと思っているんですけれども、あと 1 年しかないもんですから、準備をした段階で報告なり委員会にさせていただければと思いますので。

議 長（西 日出海 君）

質疑ですか、それとも。7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

今の回数は何回あるか。どがんとを要望しとるかちょっと。

議 長（西 日出海 君）

わかりますか。保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

回数についてはちょっと把握をしておりません。やっではいるんですけど、何回やったかということに関して、やった回数までは。

議 長（西 日出海 君）

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

決まる前にうちの現状を見て、どういうとを要望をしているのか。そして結論が今ワーキングとか推進会議でどの段階までいつているのか。決まってしまうと、次、もう条例改正とか電算システム、連合会のほうは負担金は出してやっていますけど、佐々町としてどういうシステム改修をしなくていかんとか、いろいろ出てくるもんですからと思いますので、今、会議に行かれてどういう課題が議題になって進んでいるのか、状況をお尋ねしております。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

先ほどから言っています給付関係につきましては、現在のところの進捗状況としては、それぞれの市町での取り扱い方を現在どうしているのかということからまず始まっておりまして、かなりの項目ができておりました。

そこで、統一的なものにつきましては、そのまますんなり決まるんですが、そこに差がある

ものについては、まだ検討を重ねていって、最終的にどうするかというところを決めていくというふうになっておりますので、まだそういった事務事業はどういうものがあるかというところを抜き出してあげるところかとなっております。

それから、電算システム関係とかにつきましては、29年度に国から指定された算定システム等のシステムを導入するという形になってくるということで、現在、導入してもどういったものなのかということを検証しているところでございます。

おっしゃってございました、国保税がどうなるのかという部分につきましてが一番の問題でございまして、それがおそらく最後まで決定していかないのかなというところでございますが、まずは県の方針としては、将来的には統一保険料を目指すというふうになっております。

それと、最終的には3方式、本町でいうと、この資産割を除いた部分というところになっていくものというふうに今進められているところでございます。

それを受けまして、本町でどうしていくのかという最終的な、県が最終的に統一保険料にするときには、3方式にせざるを得ない状況になってくることもあろうかと思えます。

それにつきましては、先日、国保運営協議会のほうでもその内容につきまして御説明をさせていただきまして、県全体とあとほかの市町の動向を見ながら進めていくということで、会議の中では方向づけをされたところでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

いかがですかね。今、被保険者が大体3,300ほど決算のとき聞いたんですけども、年々こう減っていく世帯の中で、弱者とか高齢者の世帯が国保会計におられるということで、あと10年、20年した場合、だんだんこの世帯が減っていったり保険者が減っていくわけですね。そうした場合、医療費がたくさん伸びていくということで、うちがどうするかということをちょっとお尋ねしたいんですね。世帯がいくらあって、負担金はどう上がるのかとか、そういうのをうちの現状を見てそういう意見をワーキンググループ内に伝えておられるのかどうか。中止の件はわかるんですよ。ですから、医療費がどのくらいかかるととか、どういう病気がかかっているのか、具体的なあれをなさっていると思うんですが、要は佐々町の現状の意見が反映されるような、県が決めたあととはできないもんですから、意見が言っておるように、現状を踏まえて、適正な保険料になるように、今からでしょうけども、お願いします。

議 長（西 日出海 君）

よろしいですね。先ほどの9番議員の答弁については、町長のほうからですか。

町長。よろしいですね。（仲村議員「資料ということでお願いしているんです。」）条例とありますんで、条例も出さんのかな。条文だけ読んでいいですね。条文の条例を読んでください。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

国民健康保険の財政調整基金の条例というのが、条例にありまして、先ほど仲村議員さんがおっしゃったように、積み立てという基金の積立額は国民健康保険財政の状況を勘案して、毎年度、歳入歳出予算に定めるということで、必ずしも2分の1というのは限らないと。しかしながら、地方財政法で2分の1というのを一応決めてあって、地財法ですね。剰余金の処分に

当たっては2分の1をくだらない額ということで、地財法で決めているわけでございます。私どもはその地財法に則って、2分の1以下くだらないほうで、剰余金として積み立てて、それを基金に積み立てているということを今やっているということでございまして、御理解をいただければと思っております。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

議長、2問目になるの、3問目になるんですか。

議 長（西 日出海 君）

今、3問目。

9 番（仲村 吉博 君）

今、根拠をお示しいただきました。しかしながら、今の定め、条例の定めるところにより、あるいは私どもの議決によって、全部と一部をとということになっているわけですが、本文では、翌年度の歳入に編入しなければならないというふうになっている。この本文との関係で地財法がどちら有利になるのかということはよくわかりませんが、しかしながら、この定めによって、必ずしも耳打ちをしなければならないという義務規定ではないかと思えます。

私がお尋ねするのは、一つは、決算のあれで、国民健康保険財政調整基金のところで、積み上がっている基金が1億1,000万円あるんですね。そして、決算の収支の歳入総額17億9,600円ということで、この規模からいって、こんなにたくさんの積立金というのはいるのかどうかということから疑問が発しているところであります。

これがなければ、積み立てておかねば、引き上げなければならないということで、何度か、私にとっては脅迫的に受けとめかねないようなことが言われるんですが、しかし、これだけの17億9,600万円の規模に対して1億1,000万円という規模が大きいのか小さいのかということ判断をした上で、この補正予算の提案になっているのかということをお聞きしたかったことと、それともう一つは、町長がたまたま言われましたけれども、これだけの繰越をするならば、全額繰越で歳入を入れれば、そのお金については予備費に回すとか、積立金に回すとか以外に、いわゆる国保税の4つの割合、試算割、それから所得割、均等割、平等割、そのいずれかについて減額をする、引き下げるということで負担を軽減するということについては、十分財源的にまわせるお金があったんじゃないかということで、質問をしているところであります。そういう判断をなさらなかった根拠についてお尋ねいたします。

毎年、このことを聞くと流感がはやったら対応しなければならないとかいうことを言われましたけれども、きょうはそのことについては答弁なさらないでください。それを言われると、4問目を、議長の許可を得て質問せざるを得ませんので、私が尋ねたことだけ説明してください。答弁をお願いします。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

答弁の仕方というか、それしか私ちょっと考えてないものですから、仲村議員さんも御存じのとおり、今、1億100万円ですね。ことしで積み立てて、基金になるわけでございます、剰

余金をですね。仲村議員さんも御存じのとおり、2 年ぐらい前は 1 億円切って、多分ぎりぎりの会計でやっていたと思います。

その中でやはり医療費がまた来年、ことしどうなるのかということも全くわからないし、先ほど申しましたように、来年はどうなるのかわからない。やはり、いろんな病気というのは今、多種多彩ということで、なかなか読み通せないわけでございます。やはり、この基金を持っておかなければ対応がなかなか難しいと、私は考えますので、これを基金に積み立てておいて、これを緊急の場合にはここからここだけに繰り出すということをやっていかなければならないんじゃないかと思っておりますので、私はその金額が今ものすごく大きいとか小さいとかでなくて、やはり大きい金額ではないと私は思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

あとは討論で。ほか、ございませんか。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

私は、これだけの剰余金を持っているということ、剰余金が出たということと、それと積立金があるということで、以前から私は試算割については検討していくべきだということで主張してまいりましたし、要求もしてまいりましたが、そのことについても随分長い間、手がつけられていないものになさっている。やはり、それなりに剰余金があり、積み立てがあるときには、このことにしっかりと手をつけて、国保税の負担を減らすということをするべきではなかったかと、その対応する時間は条例改正も含めて、時間的余裕は十分あったんじゃないかということで、本来、そういった提案がこの予算にはなされるべきであったというふうに判断いたします。

したがって、この提案については賛同しかねます。反対討論いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

2 番。

2 番（阿部 豊 君）

賛成討論いたします。

現在までの国保会計につきましては、医療費が、医療給付が軒並み上がってきている状況の中、保険事業等により、保険者としての努力もされ、抑制に努め、何とか繰越金が発生するというような財政運営をされ、基金の積み立てをされているという状況と判断しております。

元来、目的税であり、その医療にかかわる給付を賄う財源として国保税があるわけですが、その基金のあり方については、今後、平成30年度、国保の財政運営について、都道府県化が予定されております。都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費の納付金の決定や保険給付に必要な額を全額市町村に対して払うということになっておりますけれども、市町村は県に対し、市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付するという

ような状況になってきます。

この基金が保有しているというのは、佐々町の国保加入者の財源であり、そういった県が示してきた納付金を賄う財源としてアドバンテージがあるということにつながるといいますので、激増する納付金になるやもしれないということを鑑みますときに、ある程度の基金を保有しているというのは、保険加入者、ひいては国保財政にとって非常に有意義なものだというふうに判断しております。

そういった考えから、賛成討論をさせていただきます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第56号 平成28年度佐々町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

議 長（西 日出海 君）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 日程第3 議案第57号 平成28年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号） —

議 長（西 日出海 君）

日程第3、議案第57号 平成28年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

議案第57号 平成28年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第1号）、平成28年度佐々町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,239万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,842万6,000円、サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ535万4,000円とする。2、保険事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年9月27日提出、佐々町長。

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

それでは、1 ページをお開きください。第 1 表歳入歳出予算補正、保険事業勘定、歳入、3 款国庫支出金、補正額 2 万円、計の 2 億 6,244 万円、2 項国庫補助金、補正額 2 万円、計の 7,493 万 9,000 円。

4 款支払基金交付金、補正額 197 万 9,000 円、計の 3 億 639 万 6,000 円、1 項支払基金交付金、補正額、計とも同額です。

5 款県支出金、補正額 1 万円、計の 1 億 6,544 万 9,000 円、2 項県補助金、補正額 1 万円、計の 5 億 67 万 8,000 円。

6 款繰入金、補正額 2 万 7,000 円、計の 1 億 5,528 万 7,000 円、1 項一般会計繰入金、補正額 2 万 7,000 円、計の 1 億 5,528 万 6,000 円。

7 款繰越金、補正額 6,036 万 1,000 円、計の 6,036 万 3,000 円、1 項繰越金、補正額、計とも同額です。歳入合計、補正額 6,239 万 7,000 円、計の 11 億 8,842 万 6,000 円。

2 ページ目をごらんください。歳出、1 款総務費、補正額 1 万 7,000 円、計の 1,336 万 6,000 円、3 項介護認定審査会費、補正額 1 万 7,000 円、計の 1,043 万 3,000 円。

4 款基金積立金、補正額 3,373 万 6,000 円、計の 3,375 万 1,000 円、1 項基金積立金、補正額、計とも同額です。

5 款地域支援事業費、補正額 8 万 2,000 円、計の 3,909 万 7,000 円、2 項一般介護予防事業費、補正額 8 万 1,000 円、計の 1,014 万 4,000 円、3 項包括的支援事業・任意事業費、補正額 1,000 円、計の 1,686 円。

7 款諸支出金、補正額 2,663 万円、計の 2,668 万 1,000 円、1 項償還金及び還付加算金、補正額 2,662 万 6,000 円、計の 2,667 万 7,000 円、2 項繰出金、補正額 4,000 円、計の 4,000 円。

8 款予備費、補正額 193 万 2,000 円、計の 693 万 3,000 円、1 項予備費、補正額、計等も同額です。歳出合計、補正額 6,239 万 7,000 円、計の 11 億 8,842 万 6,000 円。

3 ページお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算補正サービス事業勘定、歳入、2 款繰越金、補正額 49 万 3,000 円、計の 49 万 4,000 円、1 項繰越金、補正額、計とも同額です。歳入合計、補正額 49 万 3,000 円、計の 535 万 4,000 円。

歳出、2 款予備費、補正額 49 万 3,000 円、計の 55 万円、1 項予備費、補正額、計とも同額です。歳出合計、補正額 49 万 3,000 円、計の 535 万 4,000 円。

次のページ、歳入歳出補正予算事項別明細書（保険事業勘定）、1、総括につきましては割愛させていただきます。

5 ページをお願いいたします。今回の補正ですけれども、職員の異動に伴う補正と平成 27 年度の実績に伴う補正を行っております。

歳入から説明をいたします。3 款 2 項 2 目 1 節、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、こちらのほうは職員の異動に伴う補正を行っております。

歳出のほうですけれども、7 ページをお開きください。一番下の欄にあります 5 款 2 項の 1 目一般介護予防事業費ですけれども、職員の異動ということで、8 万 1,000 円の補正を行っております。

もう一度 5 ページに戻っていただきまして、こちらのほうはその分の 25% ということで、2 万円を計上しております。

次に、4 款 1 項 1 目 2 節の介護過年度分、こちらのほうは平成 27 年度の実績に伴って追加交付金になりますので、その分で 195 万 6,000 円を計上しております。

続きまして、2 目の地域支援事業支援交付金の 1 節、地域支援事業支援交付金ですけれども、こちらのほうは職員の給与の分で、8 万 1,000 円の 28% ということで、2 万 3,000 円を計上しております。

続きまして、5 款 2 項の 1 目 1 節、地域支援事業交付金です。こちらのほうも職員の異動に

伴うもので、12.5%ということで1万円を計上しております。

それから、6ページ、お願いいたします。6款1項2目の1節、地域支援事業繰入金、こちらのほうも職員の異動分ということで、12.5%で1万円を計上しております。

それから、4目その他一般会計繰入金、2節認定事務費繰入金、こちらのほうは、歳出のほうで説明をしますけども、7ページをお願いいたします。

上段にあります1款3項2目の役務費ですけれども、こちらのほうは当初予算の計上漏れです。こちらのほうは申しわけありません。自動車損害共済保険料ということで、1万7,000円を計上しておりますので、その分で6ページに戻っていただきまして、その分の1万7,000円を計上しております。

それから7款1項の1目1節、介護給付費負担金等繰越金です。こちらのほうは、27年度におきましての介護給付費、それから地域支援事業費、それから支出のほうで説明しますけれども、繰出金の分の返還金の分で2,662万5,000円を計上しております。

続きまして、2目のその他の繰越金、こちらのほうは平成27年度の実質収支額から、先ほどの返還分を差し引きまして、その分の3,373万6,000円をその他の繰越金として計上しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。歳出になります。

中段になります4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険財政調整基金積立金です。こちらのほうは、介護保険財政調整基金積立金としまして、実質収支額から返還分を差し引いた金額3,373万6,000円を計上しております。

こちらのほうは前年度までは2分の1ということで計上しておりますけれども、去年の決算の折に、基金につきましては、決算剰余金から償還金を除いた金額で、予算の範囲内で積み立てる。

なお、介護給付金の伸びなどから、基金の取り崩しを行っていなければならない状況が発生すると考えられるため、毎年度、予算の範囲内で予算額を検討して予算を計上するというふうに決めましたので、2分の1以上の積み立てにこだわっておりません。

今回のほうは、予備費、それから給付の伸びとかを勘案しまして、差し引いた金額をそのまま3,373万6,000円を積み立ててということで計上しております。

それから、5款2項、一般会計の分は、こちらのほうは職員の給与に伴う補正額です。

それから、8ページの一番下段にあります7款1項3目償還金の23節償還金、利子および割引料ですけれども、こちらのほうは、先ほど返還金の分で、介護給付費の国庫負担、それから県負担金分、それから地域支援事業の国庫負担金分、9ページをお願いいたします。それから、地域支援事業の県交付金の分、それから後、地域支援事業の県交付金の分、それからあと支払基金の地域支援事業の分を計上しております。

それから、中段にあります7款2項1目28節、繰出金です。こちらのほうは一般会計の繰出金ですけれども、一般会計のほうでもちょっと説明をしておりますけれども、平成27年度に介護保険低所得者保険料軽減負担金ということで、平成27年度から介護保険制度の持続するためにこの制度が設けられております。

その分で生産の分で、3,700円、返還が生じましたので、その分の繰入金で4,000円を計上しております。これにつきましては、国庫分が1,850円、県の分が925円、町のほうが925円となっております。

それから、8款予備費ですけれども、こちらのほうは歳入歳出の調整ということで、193万2,000円を計上しております。

続きまして、10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書のサービス事業勘定ですけれども、まず総括のほうは省略させていただきます。

それから、11ページお願いいたします。歳入のほうですけど、繰越金ということで、平成27

年度の実質収支額49万4,113円ですけれども、その分で49万3,000円を計上しております。

それから、12ページの歳出ですけれども、予備費ということで、同額の41万3,000円を計上しております。

それから、基金積立金のほうで説明がちょっと不足した分がありますので、7ページですけれども、その分でちょっと加えさせていただきます。

基金積立金につきましては、今回の第6期計画においては、介護保険料の算定におきまして、基金積立金のほうから3,400万円を取り崩す予定としております。基金につきましては介護保険料の3年ごとにおきましての積み立てと、それから将来において高齢者が増えてくることが予想されていますので、基金のほうはその分で積み立てをしております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

執行部の説明が終わりました。これから質疑を行います。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

財政調整基金についての説明がえらい先ほど国保の場合と違ったように聞きましたが、間違いがあるのでしょうか。財政基金条例があるということですから、これについてはどの会計も統一的に運用されているというふうに理解するんですが、今の説明は国保のときの説明とは違うように聞きましたが、そのことについて統一的な見解を、ほかにもありますからね、財政調整基金には。ほかにも、ほかとの関係でも統一的に運用されているのかどうなのかということ、町長から説明をいただきます。それとも財政当局が説明していただけますか。そのことを明確にしてください。

それから、今一つ、6ページのところのその他一般会計繰入金、認定事業費繰り入れだから一般会計から繰り入れしてもいいということなんですかね。一般会計からの繰り入れはいかんですよということが繰り返し言われるんですが、使途によってはできるんだということですかね。それとも介護保険の引き下げについて質問すると、町の負担は1割が限度、あるいは国からのペナルティがある、あるいは介護保険料を一財の繰り出しで支えてはならないというような通知が本省から来ているやに聞いておりますけれども、そうしたことは、私ども一切見たことありません。そのことについては、それを根拠になさるならば、そのことについて資料としてコピーしていただいて提出をしていただかないと、ちょっと私としては納得できかねるところであります。2つ目の質問です。

それから、3点目、ことしの4月から要支援の1、2が介護保険からはずれて、住民の負担は前と同じなんだけれども、町の財政によって支えることで、皆さんに負担は増やさないというようなことで、お約束で、条例改正がなされましたけれども、その結果、どうであったのか。例えば、100人要支援で、要支援の1、2の給付を受けてきておられた方が、この仕組みがかわったことによって、やはり100名の方が継続して給付を受けておられるかどうか、ということについて調査をなさったのかどうか。調査をなさったのであれば結果をお示しいただけたらと思います。

それから、来年からはさらに要介護1、2が保険からはずれるということがほぼ確定的な事実のように語られているんですが、そうすると、その場合でも、将来のことでもありますから、来られないと言われればそうかもしれませんけれども、そうなった場合に、佐々町のこの介護保険からはずれた介護の1、2の人たちの支援はどのようになさるおつもりなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

3点お願いします。

議 長（西 日出海 君）

答弁できるところからいけば、一般会計繰り入れのほうからいきましょうか。財調の分はこっちから答弁するんでしょう。2 番目の一般会計繰り入れのところから答弁をもらいましょうか。

住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

7 ページの認定調査費ということで、今回、自動車損害共済保険料を一般会計のほうから 1 万 7,000 円を繰り入れておりますけれども、これにつきましては、介護保険の中での支出になりますので、一般会計のほうから 1 万 7,000 円を繰り入れていただいたということです。

介護保険の中での支出ということで、一般会計のほうから繰り入れをしていただいているものであります。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

ちょっと説明不足でしたけれども、介護保険の中での事務費ということで、一般会計のほうから入れております。

議 長（西 日出海 君）

あとほか。財調の分で。副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

基金の関係でございますけれども、この介護保険につきましては、先ほど、住民課長が言いましたように、保険料につきましては 3 年のサイクルで行っております。現在は 27、28、29 年度の 3 年度同一保険料でやっておりますので、形としては、初年度は剰余金が出る、2 年目は大体同じぐらい、3 年目に若干不足するというような見込みでのサイクルということで、この分の介護保険での剰余金につきましては、全額、基金のほうに回しておるとというのが現状でございます。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

もう一つ、3 問目の、今回、平成 27 年とかで要支援の方、1、2 の方の介護給付からはずれたということで、その分の方が、そのあけられているかという御質問ですけども、この分につきましては、事業所で要支援 1、2 の方が受けて出た方につきましては、この事業所のほうからみなし指定ということで、そのまま継続で事業をするようになっておりますので、予算のほうは、地域支援事業のほうになりますけれども、そのまま継続するというふうになっていきますので、町としてはそのまま継続するというふうになっていきますので、町としてはそのまま受け入れられていると思っております。

ただ、新たに要支援 1、2 に該当するような方が、包括支援センターのほうに相談に来られますけれども、そのときは包括支援センターのほうで、包括支援センターが行っている「はつらつ」とか「いきがい教室」、そういったほうに仕向けたり、場合によっては事業所を紹介し

たりはしております。

その場合、要介護に認定するような方につきましては、要介護の認定を受けられて、その事業を、サービスを受けられる形になっております。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

一般会計から繰り入れしましたよということなんです。一般会計ってのはどうなんですか。介護保険の一般会計。

私は、一般会計というのは、いわゆる普通の会計から繰り入れしたものを一般会計からの繰り入れというんだろうと思うんですよ。その他一般会計からの繰り入れしてもらったということで、どうも質問の趣旨を誤解しておられるようなので、この一般会計ってのはどういう会計のことを言うんですか、そしたら。どの一般会計。

それから、基金のことについてはそれなりに副町長の説明で、そのことについてはわかりましたけれども、それならば、先ほどの質問との関係ですが、一般会計から繰り出しして、介護保険に繰り入れをして、そのことによって保険料を引き下げることはできませんよという指導を受けているということを繰り返し答弁されるんですが、本省の通知とあるいは通達があると思いますが、それについてはお示しいただけませんか。先ほど、1 問目のときも資料として出してくださいというふうに求めましたけれども、そのことについて回答もなければ資料の提示もありませんでした。そのことについて再度、要請をいたします。

それから、地域支援事業については、事業者が支えている、実は、私はこのことについて、4 月 1 日から従来町の部分について介護保険、要支援の 1、2 の支援を受けておられた方が、どうもどういう行き違いがあったかしりませんけれども、事業所をかえられたとか、そういったことがあったんですが、不満が出ているんですね。そのあたりについてのアンケート調査なり、実態把握をしておられるのかどうなのかということをお聞きしたんですが、そのことについて説明を再度お願いいたします。

それから、一番目のときに質問をしたことについて回答がありませんでしたけれども、それでは、もう来年度は既に介護 1、2 をはずすというような本旨が、本省で、審議会で検討されてほぼ決まっているような雰囲気の説明がされているようなんですが、このことについて、さらに、佐々町で要支援事業、要支援の 1、2 のときと同じように佐々町で支えられるのかどうか、介護給付を必要とする介護 1、2 の人たちを。そのことについての見通しをお示しいただきたい。本来は保険給付でなすべきところを、地方自治体の財政でしなさいというふうに国は言っているんですが、そのことについて、どのように検討なさっておられるのか、情報収集をどのようになさっておられるのかお聞きしておきたいということで、1 問目に質問をしたんですが、再度重ねて質問をいたします。

議 長（西 日出海 君）

まとめて答弁できますか、いいですか。答弁できますか。時間をあげましょうか。

答弁をまとめる時間として休憩に入ります。再開を11時15分より再開いたします。

(11時06分 休憩)

(11時15分 再開)

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉課長の答弁からお願いしたいと思います。住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

私が説明不足で申しわけありません。

まず、認定調査等の一般会計から繰り入れした分ですけれども、この分につきましては、認定調査の事務費、それから賦課徴収費の事務費、これにつきましては一般会計のほうから繰り入れをするようになっております。一般会計というのは、町の一般会計のほうを指します。

それから、要支援 1、2 の方の介護サービスですけれども、これにつきましては、平成 27 年度から地域支援事業にということで、国のほうはなりましたけれども、佐々町のほうではその以前から生きがい教室、はつらつ教室を実施しております。制改正におきましても、佐々町の場合はそのまま継続しておりますので、それからはずれたという方はいらっしゃいません。

それから、実態を把握しているかということですが、3 カ月ごとに事業評価をするようになっておりますので、本人さんには聞き取りをしております。

それから、今回、国のほうで要介護 1、2 の方を介護給付費からはずすということですが、これにつきましては、まだ意見があるということで、まだはっきりは決定しておりませんので、これにつきましては、今ここではお答えは差し控えさせていただきます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

失礼します。ちょっと補足をさせていただきます。

今、課長が申しました要支援の方でございますけれども、前回、平成 27 年のこの制度改正によりまして、3 年間のうちに移行しなさいということですね、要支援 1、2 をですね。

それで、いろんなこの実態把握の調査ということでございますけれども、本町は以前から行っておりました、このデイサービス事業の中で、少し、本来、支援の方が利用されます「いきいきデイサービス事業」、これは大体支援の方が利用されるものでございます。そして、元気な老人の方が利用される「はつらつデイサービス」ということで、おおむね二本でいっていましたが、この制度が始まる以前は、要支援の方でもはつらつデイに行けるし、元気な方でもいきいきデイで行けるということで、柔軟な対応を町で行っておりました。

しかしながら、これが制度化されましたので、そのところをやはり制度化されましたんで、要支援の方についてはいきいきデイ、そして元気な方についてははつらつデイに行ってもらおうということで、そのくくりを行いましたので、若干住民の方からの苦情といいますか、要望が出たのが事実でございます。

そのところ、一応御説明をいたしまして、分けていっていただくようお願いをいたしているところでございます。

それから、今後の制度改正でございますけれども、国が言われているのは、いわゆる要介護 1、2 の方ですね。この方の分の生活介護、身体介護ではなく、生活者、いわゆる家事の部分ですね。そうじとかそういった家事の部分について、この給付事業からはずすということと言われていますようにございます。

ただ、運用につきましては、具体的にわかっていないというのが現状でございます。

以上でございます。

議長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

質問を、3 問目をいたします。

私が、一般会計の分について、繰り入れのことについてお尋ねしたのは、介護保険の保険料の負担が重いということがお聞きするものですから、引き下げするにはどうしたらいいかということを検討、考えながら、一般会計を繰り入れすることによって財源として保険料の引き下げをしてはどうだろうかということで、1、2 問を通じて質問をしているところですが、明確な回答もないし、根拠も示されないので、3 問目、お聞きします。

それから、議長から注意を受けたんですが、この場で資料提供をということで申し上げましたが、そのことについては、少なくとも口頭で説明をしていただいて、その分については議長の許可を得て、後日、提供をしていただきたいということを、措置をお願いしたいというふうに思います。

ですから、説明は一般会計を介護保険に繰り出して、それを財源として保険料の引き下げができないという国の指導、通達、そのことについて文書があるやに聞いておりますので、そのことについて文書の標題と、それからそれを示している根拠の条項ですか、文言をこの場で、口頭で結構ですので、できないという根拠について明らかにしていただくように説明を、答弁を求めます。

それから、副町長は答弁されましたけれども、意向に伴っていささかのトラブルがあったということをお認めになりました。そのことについて、私も聞いておりましたので、それはそれで通じたのではないかと考えておりますので、それは結構です。

しかしながら、将来のことについて、まだ未定だということなんですが、本省での考え方そのものが介護の 1、2 をはずすということで、ほぼ事務方は固まっているように聞いて、確かに成案として出ておりませんが、あると思っておりますけれども、あると思っておりますが、そのことについては情報は、第 2 問目の答弁と同じように、全くないということなのでしょうか。手元にはあるのかないのか、お尋ねをいたします。

今の審議会の模様から見れば、ほぼそういった形で決まっていくんじゃないかというふうに危惧しておるものですから、そうすると介護の 1、2 からはずれるような人が出てきた場合に、どうやって佐々町の場合には対応していくのかと。要支援 1、2 と同じような対応をなさるのかということを念のためにこれはお尋ねしておきたいということで、質問をするところです。

以上、3 問ですので、答弁をいただきたいと思います。

議長（西 日出海 君）

資料等については後日ということでよろしいですね。

それからもう一つ、一般財源を投入して、できるかできないかという根拠というものについては答弁が今できますか。

住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

一般会計のほうから、保険料の減免に対しての投入についての御質問ですけれども、一応資料としまして、介護保険最新情報の中で、今回平成 27 年度に低所得者の第 1 号保険料軽減に係る来年度の対応についてということで、厚生労働省のほうから来ております。

その中で、減免のことについて記載がありますので、その分を読み上げさせていただきたいと思います。

今回、政令により制度化された仕組みの枠外で、低所得者の保険料軽減に要する費用を一般財源から特別会計に繰り入れることは適当ではなく、御質問のような差分は、独自補填はできません。

また、一定所得段階に該当するものに対して、一律に減免を行うことは当該者に対して所得に応じた段階別保険料設定による応分の負担を求めているにもかかわらず、これに加えて、他の第 1 号被保険者の保険料を財源とした減免を一律に行うこととなり、公平性の確保の観点から適当ではありません。

なお、御質問の事例以外の保険料の減免、いわゆる単独減免についても、被保険者間の公平性の確保や健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から、従前からお示ししてきており、保険料の全額免除、それから収入のみに着目した一律減免、それから保険料減免分に対する一般財源の投入については、適当ではないため、引き続き、このいわゆる三原則の遵守に関し、各保険者において適切に対応していただきたいということで、厚生労働省の老健局の介護保険計画課、企画法令係のほうから通知がっております。

議 長（西 日出海 君）

副町長。

副 町 長（大瀬 忠昭 君）

今後の制度改正のことなんですけど、ちょっと先ほど言いましたことと重複いたしますけれども、今現在、わかっておりますのは、要介護 1、2 につきまして、身体介護はそのまま残すということで聞いております。生活介護の分の、いわゆるこの家事の分ですね。掃除、それから食事関係の。この分をこの保険給付からはずすというふうな話でございます。

それで、これをはずしてどうするのかということで、保険給付費からはずして市町村にせろといいますが、市町村にしろということまでの話はまだあっていないようなんですが、じゃあだれがするのかということになるんですけども、ちょっとそこのところははっきりいたしておりません。

それで、今現在、先ほど言いましたように、この支援事業、要支援 1、2 の部分のこの正式な制度の移行につきまして、平成 27 年度から 27、28、29、30 年間のうちにしろということになっているんですけども、本町におきましては、ボランティア団体に以前からいろいろ御協力を得て、27 年度から行っているんですけども、全国ではまた 3 割、4 割ぐらいしかまだ移行できていないということで、6 割以上の市町村ができていないということで、そういった中で、今度のこの新制度、現実受けることができるのかということで、全国の市町村ですね、いろいろ不安で、不安といいますが、非常に心配しているという状況のところでございます。それ以上、ちょっとすみません、わかっておりませんので、よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか。7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

ちょっと 7 ページでさらっと流されたものですから、ちょっと確認だけで結構です。当初予算の計上漏れの自動車損害保険料。26 年度からの予算をずっと見ておりましたら、3 万 1,000 円ぐらいを組んであったものですから、28 年度当初では 1 万 4,000 円組んでありました。ひょっとしたら、過少見積もりの予算計上のためじゃないかと思うんですけど、どんなものですかね。

計上漏れじゃなくて、少なく予算を組んでおったということで。会議録に載るものですから、

どちらが正しいか、確認だけでも。

議 長（西 日出海 君）

確認ですね。

住民福祉課長。

住民福祉課長（内田 明文 君）

7 ページの自動車損害共済保険料ですけれども、この分につきましては、車のほうがもう一台あったということで、その分を、1 台分の計上が漏れておりましたので、その分で 1 万 7,000 を計上しております。

この車につきましては、ちょっと廃車のほうも検討していたもんですから、その分で計上をおとしちゃって、廃車しなくてそのまま継続するというので、1 万 7,000 円を入れるのを忘れて計上漏れをしておりました。申しわけありません。

議 長（西 日出海 君）

ということで御理解をいただきたいと思いますが。

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

そしたら、26 年度で 3 万 1,000 円組んであったのが、ずっと見てましたんですけど、28 年度で 1 万 4,000 円に保険代が下がったっていう解釈をしておけばよろしいんですかね。

27 年度予算は 3 万 1,000 円この車はかかってたもんですから。私は過少の予算計上じゃなかったかと思ったんですけど、車がもう一台あったと、新規ということですね。決算でまた見てみますので結構です。

議 長（西 日出海 君）

そういうことで御理解いただきたいと思います。

ほかございませんか。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

3 問目のところでやっと答弁が出てまいりました。

厚労省が 3 原則によって指導する、指導しているということは、その裏を返せば、各いろんなところの自治体が低所得者向けに保険料の減免なり引き下げなり、そういう措置をしているということのあらわれではないかと思います。

そして厚生労働省の法の条文に、このことが明確にできないよということが禁止事項としてあるのかどうなのか。ないと思います。

こうした通知なり通達なり指導なりで、条文にも書いてないことを地方自治体に要求する、基本的にはまず間違いだろうというふうに思います。

それとあわせて、私は一般会計からでも介護保険の保険料の引き下げ減免についてはやるべきだということだと思っております。今の時点でもそのことについては、ぜひ一般会計についてあれだけの剰余金が基金の積み立てもあるわけですので、財源はありますので、ぜひそのことをやっていただきたいということを思って質問してまいりましたが、そのことについてはできないということで、答弁でございましたので、この議案については反対いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

4 番。

4 番（永安 文男 君）

賛成討論をいたします。

まず、個々の内容につきましては、執行のほうから説明があったもので御理解をいただけたものと考えております。

今後もこの第 6 期介護保険事業計画に基づいて、今執行のほうから話がありました新制度の対応等もいろいろと問題があるかと思えますけれども、やはり介護保険等の制度によって、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも長く、安心して暮らせるためのサービスが提供されるものというふうに思いますので、これらの事業を進めるためにも、この補正予算は賛成といたします。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第 57 号 平成 28 年度佐々町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

議 長（西 日出海 君）

起立多数です。したがって、本案は可決されました。

— 日程第 4 議案第 58 号 平成 28 年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） —

議 長（西 日出海 君）

日程第 4、議案第 58 号 平成 28 年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

議案第 58 号 平成 28 年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、平成 28 年度佐々町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出

予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 436 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,104 万 8,000 円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 28 年 9 月 27 日提出、佐々町長。

中身につきましては保険環境課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

それでは、議案第 58 号の説明をさせていただきます。

めくっていただきまして 1 ページ、2 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入、1 款後期高齢者医療保険料、補正額 263 万 8,000 円、計 8,870 万 7,000 円、1 項後期高齢者医療保険料、補正額、計、ともに同額です。4 款繰越金、補正額 173 万 1,000 円、計 173 万 2,000 円、1 項繰越金、補正額、計ともに同額でございます。歳入合計、補正額 436 万 9,000 円、計 1 億 3,104 万 8,000 円。歳出、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額 311 万 5,000 円、計 1 億 2,829 万 5,000 円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、補正額、計ともに同額でございます。

4 款予備費、補正額 125 万 4,000 円、計 127 万 6,000 円、1 項予備費、補正額、計ともに同額でございます。

歳出合計、補正額 436 万 9,000 円、計 1 億 3,104 万 8,000 円、続きまして 2 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては割愛させていただきます。

めくっていただきまして、3 ページでございます。今回の補正につきましては、後期高齢者保険料の本算定に基づくものと、平成 27 年度決算に伴います繰越金の確定での補正となっております。

それでは 3 ページです。2、歳入、1 款 1 項 1 目と 2 目でございます。これにつきましては、高齢者医療保険料ですが、本算定に伴うものでございます。263 万 8,000 円の増でございます。

4 款 1 項 1 目繰越金、これは平成 27 年度決算に伴います、繰越金 173 万 2,219 円に伴います増額補正でございます。

続きまして、4 ページでございます。歳出、2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金、これは保険料分の納付金の算定によります増額でございます。

4 款 1 項 1 目予備費、これは歳入歳出予算の調整となります。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（西 日出海 君）

これより質疑を行います。

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

この前の広域連合の議会の報告がありました。そのとき、議案の第 13 号で、後期高齢者医療制度の臨時特例基金条例を廃止する条例というのが出ておりまして、臨時特例の分がなくなるということなのですが、これ公布の日から施行するということですが、いつの日から施行して、広域連合が決めてきたんで、これは佐々町のこの後期高齢者医療制度の会計にどのような影響をもたらすのか、あるいは対象者に対してどのような、だから被保険者ですね、に対象者にどのような影響をもたらすものかをお示しいただきたい。

みたところ、会計上ではちょっと見えないものですから、お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

御質問の長崎県後期高齢者医療広域連合の臨時特例基金の条例の廃止の件でございますが、まず廃止は、平成28年8月16日付で公布されておりますので廃止となっております。

これにつきましては、低所得者及び被用者保険の被保険者であった方を対象とした保険料の軽減に対応する分でございます。この軽減措置につきましては、平成27年度から単年度予算化をされて特例措置をされているというところで、臨時特例基金条例については基金としての医療をなくしまして廃止をしたというところでございます。

これに伴う被保険者への影響でございますが、法則に上乗せしての特例基金によります軽減措置を行っていた部分というのが、原則廃止になるというところで、軽減措置が若干減となっていくというところでございます。

この分につきましては、ほかの社会保障と一体的に行っていくという部分で軽減措置の減というふうになっていくものでございまして、現在のところ、その分についての最終的な決定がなされていないという状況でございまして、国としても予算のほうで概算要求としては計上されているというところの状況でございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

今の説明では、そうすると、施行日は交付の日からということになっているんですが、そうすると、公布の日から施行するということになると、公布の日はいつなんですか。そのことと、当然、条例廃止ですから、廃止になったらそれに基づいて行政が動くものだというふうに認識しているものですか、そうすると、そのことについて低所得者に対する軽減措置というのがなくなるということであれば、これについても逆に財政として、これの会計としては増収分という形で出てくるのではないかなというふうな印象を持ったものですか、そういう形では出てこないんですか。それとも来年度からということなんでしょうか。

そうすると公布の日というのは違いますよね。明確に施行日、いつから始まるのかということを確認しないと、これ誤解を招く、これここでも言っても仕方がないんですが、ちょっと解せない条例になっているのではないかなという感じがするんですが。

そのことについて、今一度、1 問目と同じ質問ですけども、答弁が正確でなかったかと思えますので、答弁を再度求めます。

議 長（西 日出海 君）

9 番、後期高齢の本体の部分ですので、この会計の中の質疑をお願いしたいと思います。

9 番（仲村 吉博 君）

だから、影響があるのかないのかということです。

議 長（西 日出海 君）

その部分だけです。

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

この基金条例の廃止に伴いまして、当時、基金を造成しての措置を行っていたところが、この廃止になりましたところで、基金自体はなくなっております。

27年度分、28年度分につきましては、国で予算化をされての特例措置をされておりますので、28年度までにつきましては、全く影響がないという状況でございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

討論もないようですので、討論を終わります。

これから採決をします。議案第58号 平成28年度佐々町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 5 議案第59号 平成28年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） —

議 長（西 日出海 君）

次に、日程第5、議案第59号 平成28年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

議案第59号平成28年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）、平成28年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万5,000を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ896万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年9月27日提出、佐々町長。

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

それでは、議案第59号の説明をさせていただきます。1 ページめくって1 ページ目でございます。

第1 表歳入歳出予算補正、歳入、1 款繰入金、補正額、減額40万円、計679万円、1 項他会計繰入金、補正額49万9,000円、計649万9,000円、2 項基金繰入金、減額89万9,000円、計29万1,000円。

5 款繰越金、補正額82万5,000円、計82万6,000円、1 項繰越金、補正額、計ともに同額でございます。歳入合計、補正額42万5,000円、計896万1,000円。

歳出、1 款総務費、補正額6,000円、計792万3,000円、1 項施設管理費、補正額、計ともに同額でございます。

3 款基金積立金、補正額41万9,000円、計44万1,000円、1 項基金積立金、補正額、計ともに同額でございます。

歳出合計、補正額42万5,000円、計896万1,000円、2 ページのほう、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括については割愛させていただきます。

めくっていただきまして、3、4 ページ目をお開きください。3 ページ、今回の補正につきましては、繰越金の確定、それと地方交付税の増額に伴います補正でございます。

4 款1 項1 目、一般会計繰入金でございます。これは、地方交付税分の増の分に伴いますものでございます。

それから、1 つ飛びまして、5 款1 項1 目繰越金、これは平成27年度決算に伴います繰越金の計上でございます。82万6,911円を平成27年度から繰越しております。

それから、4 ページ、すみません、歳出のほうになりますが、4 ページの一番下のほうですね。3 款1 項1 目積立金、平成20年度決算分のおおむね2 分の1 を財政調整基金のほうへ積み立てをしております。すみません、戻りまして、3 ページの中段、4 款2 項1 目財政調整基金繰入金でございますが、繰越金の積み立て分を除いた分と地方交付税の増額分がありましたので、財政調整基金の取り崩し額を今回減額をしております。

なお、4 ページの歳出であります1 款1 項1 目一般管理費、12 節役務費の6,000円につきましては、職員の健康診断にかかる手数料、パート職員の胸部レントゲン3 名分の計上でございます。

以上です。説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（西 日出海 君）

これより質疑を行います。

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

診療所の施設の状況についてお尋ねします。

1 つは、外科とかいうのがあったんで、高い医療器具なんかがあるかと思いますが、その保管状況は引き続き適切に行われているかどうかということと。施設全体は随分広いんですが、今、物忘れ外来ということで週1 回ということからいけば、使っていない部屋もいくつかあるかと推測しておりますけれども、その診療所の状況についてお尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

施設にあります医療器具につきましては、一番大きいものはレントゲンの機械かと思いますが、そのほかを含めて、現在、ほとんどのものを使っていない状態で、そのままの状態で保管をしているところでございます。

使っていない部屋につきましては、基本的には物忘れ外来で問診等が主になりますので、医師がおります診療室、それと場合によっては血液検査とかもありますので、その際の採血をする、そういう採血の部屋、そこについては使っておりますが、ほかは申しわけございません。何部屋って、いくつ使っているかというのはちょっと把握していないので申しわけないんですが、使っていない部屋も存在しております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

一応ひととおり、おおよその状況はわかりましたんですが、外科の医療器具というのは随分高いし、そのことについて、診療所について、どのように方針は今はここでお尋ねいたしませんけれども、当初予算の管理費ということで十分高額な医療機器の維持管理ができていのかなど疑問がありましたんで、お尋ね、ちょうど中間ぐらいですので、お尋ねする次第なんですが、そのことについては遺漏はないんでしょうか、お尋ねします。

議 長（西 日出海 君）
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

機械につきましては、使わない状態でそのまま置いてある状態のものばかりでございますので、特別に維持管理をしていくという部分においては、現在、何も行っていない状態でございます。

すみません、特に維持管理をかけるようなものはない状況でございます。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

当初予算で790何万円か組まれていたんで、施設管理費ということなんで、ただ外郭の施設だけじゃないかと思ったもんですから、当然、機械器具なんかのメンテナンスなんかも必要だと、そのまま廃棄するということで放置されているというのは、それはちょっと資産管理としては適切ではないかというふうに思うもんですから、そのことの状況をお聞きしているだけです。どうなんですか。

議 長（西 日出海 君）
保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

使っております機械につきましては維持管理をしておりますので、その分の費用計上として管理費の中で予算計上をさせていただいているところでございます。

あと、使っていないもの、細々としたものもございまして、そこについては維持管理をする必要もないものとかもあろうかと思えます。

大きなもので、エックス線の装置とかがありますが、ここら辺は維持管理するような、費用をかけるようなものではございませんが、いざ使うとなるとその辺の点検を必要とするのではないかというふうに思っております。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

この分については町長に答弁していただきたいんですが、高額のお金をかけて購入したはずです。その資産をどのようにするのかということの方針が決まらないままに実質放置されているということであれば、資産管理としてはゆゆしき事態だと思うんですが、いかがでしょうか。このことについては決算でお尋ねしますけど、今の状況だけ町長答弁してください。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大きな資産といいますと、多分レントゲンの機器が大きいのが一つ部屋にありますので、これが。ただ、これは何年かの点検はやっておると思えます。毎年上がってこないわけですけど、点検はやっておると思えます。

それから、あとは昔マッサージとか小さい機械があるんですけど、それはそのまま放置しているということで、今後これをどうするのかというのは、やはり今から、部屋が 2 部屋、多分空いていると思います、大きい部屋が。医療前のベッドの部屋とそれからもう一つ、昔は眼科をしていた、眼科っていいですか、あそこの部屋が 2 つ空いていると思いますけど、やはりその部屋の有効利用と、それからやはり機械を今、マッサージ機とか何かありますので、それを有効利用するというので、今後やはり診療所の施設の運用については考えていかなければならないと思っております。

ただ、物忘れ外来というのが今佐々町にはないもんですから、やはりそれの方々がたくさん来られます。それがあまり機械を入れないということで、相談業務が大変多くて、前、臨床検査ということでやる予定をしていたんですけどなかなか難しかったもんですから、今後、その利用方法については協議をして、なるべくそういうむだなことが出ないようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

関連ですけども、長年、もう何年になる、5 年か 6 年か 7 年か、あそこが眼科が廃止したこ

ろから、管理とかあれば各課長さん御存じとは思いますが、今から検討していったって、かなり遅いもんですから、要するに貸借対照表で資産はあってもその価値がないと、費用として今から出ていくわけですね、処分するにしても。使うためには管理費をかけてしていますから、どうせ使わんなら点検なんかしなくてもいいとですよ、鉄屋さんに売却、売ったほうがいいですね。

今度、先ほど公共施設の整備計画の中でも固定資産台帳の整備をあわせてしなくてはならないようになりますから、その中で資産価値がいくらになるか上がってきますから、もっと早めに方向性を出してどうするか。全部取っ払って、前にぷくぷくクラブが移転したらどうかとかいう話もありましたですたいね。もとの保育所も耐震化が悪いし、そういうところで利用させて事故が起きたら大変ということも考えますから、そこら辺を早目に診療所の備品とかあれについては、一緒に、個別計画もつくられるそうですから、早目に検討願いたいと思います。以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決をします。議案第59号 平成28年度佐々町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより休憩に入ります。午後1時より開会いたします。

（11時57分 休憩）

（12時58分 再開）

— 日程第6 議案第60号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第60号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

議案第60号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、平成28年度佐々町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,012万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,812万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債補正による。平成28年9月27日提出、佐々町長。

中身につきましては、水道課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。
水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

1 ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正、歳入、3款国庫支出金、補正額、減額の740万円、計の2,510万円、1項国庫補助金、補正額、計とも同額です。4款繰入金、補正額、減額の3,000万円、計の3億円、1項一般会計繰入金、補正額、計とも同額です。

5款繰越金、補正額、3,492万7,000円、計の3,492万8,000円、1項繰越金、補正額、計とも同額です。

6款諸収入、補正額、110万円、計の118万3,000円、3項雑入、補正額110万円、計の118万円。

7款町債、補正額1,150万円、計の6,950万円、1項町債、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額1,012万7,000円、計の6億9,812万7,000円です。

歳出のほう、お願いいたします。1款総務費、補正額766万円、計の2億5,644万4,000円、1項総務管理費、補正額、計とも同額です。

2款建設費、補正額500万円、計の8,340万7,000円、1項建設費、補正額、計とも同額です。

4款予備費、補正額、減額の253万9,000円、計の898万円、1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額1,012万7,000円、計の6億9,812万7,000円です。

次のページ、第2表地方債補正、変更、起債の目的、下水道事業債、公共下水道事業、補正前の限度額2,750万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率年3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率、償還方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。ただし、町財政の都合により、据置き期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借り換えることができる。

補正後の額が3,900万円となります。起債の利率、償還方法についても補正前に同じでございます。

内容につきましては、後で説明しますが、汚水の事業費としまして960万円、汚水の分としまして2,940万円ということで、内訳としてはなっております。

3 ページをお願いいたします。事項別明細書の総括は飛ばしまして、次のページの4ページをお願いいたします。1目の下水道事業費国庫補助金740万円の減額でございますが、こちらは内示額の減に伴いまして減額になっております。2,510万円の内訳でございますが、汚水分が900万円、雨水分が1,610万円となっております。

続きまして、4款の繰入金と5款の繰越金につきましては、繰越金が3,492万7,000円あったということで、一般会計繰入金のほうを3,000万円ほど減額させていただいているというところでございます。

4 款の繰入金と 5 款の繰越金につきましては、繰越金が 3,492 万 7,000 円あったということで、一般会計繰入金のほうを 3,000 万円ほど減額させていただいておるということでございます。

6 款の諸収入で、雑入でございます。こちら 110 万円でございますが、町道小浦浜線マンホール改良工事補償費ということで、町道小浦浜線改良工事、県のほうが行うようになっておりますが、補償については町のほうということで、こちら実際のところは一般会計のほうからいただく補償金となります。下水道会計のほうで工事を実施します。補償金ですので、工事費全額という形ではございませんので、それについては後で御説明いたします。

次のページをお願いいたします。下水道事業債 1,150 万円ですが、先ほど説明しましたとおり、補正額が 1,150 万円になっておりますけど、汚水のほうで 300 万円、雨水のほうで 850 万円で先ほど言いました、最終的には 3,900 万円の内訳としましては、汚水が 960 万円と雨水が 2,940 万円ですね。そちらの金額になっております。

続きまして、歳出のほうにまいります。1 目の総務管理費の 27 節公課費 766 万円でございますが、こちらは消費税及び地方消費税の分ということで、27 年度の確定消費税が 1,400 万円、約ですね、1,400 万円。既に納付した分が 430 万円ほどございましたので、970 万円が今年度必要に、追加納付となっております。

そして、28 年の前払いの消費税として、先ほど 1,400 万円ほどと言いましたけど、それが半分は本年度中に中間前払いということで制度的に決まっておりますので、あわせて必要額が 1,680 万円程度になりますので、現予算が 900 万円ほどということで、760 万円程度の補正という形になっております。

当初予算では 26 年度の消費税が 800 万円ということで、納付額を 900 万円と見込んでおりましたけれどもちょっと試算が甘く、こちらのほうは 760 万円という多額の金額になったということでございます。

続きまして、建設費の 1 目の下水道建設費でございます。先ほど言いましたように、町道小浦浜線マンホール改良工事ということで、こちらのほうが県が行う町道小浦浜線の改良工事に伴うマンホールが支障になりますので、3 つのマンホールを切り下げるという改良工事を実施するものでございます。

財源内訳につきましては、財源内訳の組み替えが 2 目の中央排水地区対策事業のほうでございしますが、こちらは、先ほど言いましたように、国庫補助金の内示額が減額になったということで、その分を単独事業として起債を借り入れて、実施するという形で財源組み替えを行っているものでございます。

以上、簡単ですが、よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

今、ただいま単独事業になったんで起債をしてやったということなんですけど、公共下水道の場合もかなり大きな繰越金がある。いわゆるこれで 1,150 万円を借り増しをすることになるんですが、借り入れ条件をお聞きしたいと思います。それから、単独事業ということだったんで、そのまま町の負担になるんですが、有利子の債務にするということがよくわかりません。繰越金があるわけですから、そのあたりで、なぜ有利子の債務を採用なさったのかをお聞きしたいということです。

だから、この債務の新たにかけた 1,150 万円の借金の返済条件、利子、そういったことと、なぜこれを採用なさったのかということ、この 2 点ですね、お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

借り入れ条件ということでございますが、2 ページのほうに、地方債の補正ということで書いてあるとおり、条件自体はこの条件となっておりますが、実質的に、利率的にどうなるかという部分が一番関心があらわれるのかと思いますんで、当初予算のときにちょっと勉強した中では、確か利率が 1 % 程度だったと思いますが、ちょっとその辺、ちょっと財政のほう詳しくうございますんで、確か 1 % 程度だったと思っております。

なぜ一般財源じゃなくて借り入れまでして事業を実施するかという部分でございますが、この借り入れにつきましては、一応 44%、元利償還の 44% は交付税措置がされるということで、補助とほぼ同じような感覚でいいのかなということで、こちらのほうで財源充当したということで考えております。

よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長兼税務課長（浦田 純一 君）

借り入れの利率の話ですけども、地方公共団体金融機構が出されています、28 年 4 月 22 日以降、適応の部分を見ますと、おおむね借入期間、11 年までであれば、据え置きなしという条件のもとで利率は 0.1% というふうな状況になっております。おおむねそのぐらいの率で借りるような予定できています。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

そうすると、1,150 万円について 0.1% ですね。そして、期間はどのぐらい。交付税措置が元利金が 44% ということになるのと、返済期間とあわせて計算なさってこちらは有利だということをしたと思いますので、そのことについてお尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

すみません、具体的計算まだちょっとやっていないんですが、公共下水道債につきましては、前は 5 年据え置きの 25 年償還ということで実施しておりますけれども、前年度か前々年度かと思いますが、据え置き期間をなくして利子の支払いだけという形で、その辺の費用がかかりますので、その辺はもったいないというような感覚で、据え置き期間をなくして、20 年で元利償還を行うということで、今行っております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

そしたらその具体的な計算の根拠はちょっとよく見えないんですけれども、そうすると、据え置きなしで20年で0.1%で固定金利だと思いますが、それで借り入れして返済したほうが交付税措置44%あるので、こちらのほうがいいんじゃないかということで判断されたということですが、それでもやっぱり全然金がかからない、そういった意味では財政上の、いわゆるこの特別会計の財政上の全体を見た上で判断なさったんだろうと思いますので、そのあたりについて最後にお尋ねをいたします。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

補助金の内示額が非常に低くなっております。例えば今年度、単費のほうに繰りかえて実施したという形で御説明しましたが、その分を来年度、工事をどこまでするという部分もありますんで、途中で、例えば、3,000万円の工事を1,500万円、そこちょうど、工事の場所的にそういうことができるのかというのはちょっと置いておきまして、実際、その1,500万円を繰り越して来年度1,500万円要望しても内示額が非常に少なくなっておりますので、国のほうがですね、補助金のほうが。

ですから、その辺を勘案しまして、やはりここの年度はここまで実施をして、単費を入れて、単費といいますか、単独事業でもここまで実施したほうがいいということで判断しまして、このような形で予算を計上させていただいております。

よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので討論を終わります。

これから採決を行います。議案第60号 平成28年度佐々町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 7 議案第 61 号 平成 28 年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） —

議 長（西 日出海 君）

日程第 7、議案第 61 号 平成 28 年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

議案第 61 号 平成 28 年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 28 年度佐々町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 149 万 6, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 179 万 6, 000 円とする。

2、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 28 年 9 月 27 日提出、佐々町長。

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

すみません、1 ページをお開きください。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入、5 款繰越金、補正額 149 万 6, 000 円、計の 149 万 7, 000 円、1 項繰越金、補正額、計とも同額です。歳入合計、149 万 6, 000 円、計の 3, 179 万 6, 000 円。

歳出 3 款予備費、補正額 149 万 6, 000 円、計の 193 万 8, 000 円、1 項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額 149 万 6, 000 円、計の 3, 179 万 6, 000 円となっております。

総括のほうは飛ばしまして、3 ページのほうになりますが、歳入で 27 年度の決算剰余金を繰り入れまして、その分を全て予備費で調整させていただいております。

よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これより質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

質疑もないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 61 号 平成 28 年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予

算（第 1 号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 8 請願第 1 号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書採択に関する請願書 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 8、請願第 1 号、30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書採択に関する請願書を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長（中村 義治 君）

（請願第 1 号 朗読）

議 長（西 日出海 君）

お諮りします。請願第 1 号については、会議規則第 92 条第 2 項の規定によって、委員会の付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

したがって、請願第 1 号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書採択に関する請願書については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員から発言があればお受けいたします。

2 番。

2 番（阿部 豊 君）

何度目か内容でございますけれども、もう請願趣旨のとおりでございます。地方のほうからこうした要望を出すことによって、この実現を求めていると思いますので、どうか皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

討論に入る前に紹介議員に対し質疑、または執行機関に対する意見を求める方があれば許可をいたします。

7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

毎回、このようなことが上がって、どのように効果が上がっているかちょっとわかりませんが、請願項目 2 つ書いてございます。30人以下学級を実現した場合、本町としての教室問題とか、そういうのがどの程度に部屋を増やさなくちゃいけないとか、そういうのが出てくるんじゃないかと思いますので、わかっている範囲で結構ですので、どのくらいになるのか。

また、今、3 分の 1 に国庫負担金が戻されたということで、2 分の 1 になれば町の負担がいくらかでも減るのか、出ておれば聞いておきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

7 番議員は紹介議員に質疑ですか、それとも執行に意見を求めておられるんですか。どちらでしょうか。

7 番（須藤 敏規 君）

わかった方で結構でございます。

議 長（西 日出海 君）

わかられた方ですね。

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

すみません、学級生徒数 40 人学級から 30 人学級に減った場合の、不足教室数については、正確な数字は把握しておりませんが、今中学 3 年生が 40 数名ということで、中学 3 年生については 1 学級増という現状になるのかなというふうに思っています。今の現状でということです。

ほかについては 30 数名程度だったろうと思います。すみません、正確な数字について後ほど試算をして、必要があれば試算をしたいなと思っております。

それから、義務教育費の国庫負担制度については、公立の小中学校、義務教育小学校においては教職員の給与は県費負担ということになっております。ですから、町村の負担というのはそもそも教職員の給与等に関してはございません。

ですから、2 分の 1、3 分の 1 というのは、県の負担が減ることになるわけでございます。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

質疑もないようでしたら、これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので討論を終わります。

これから採決を行います。請願第 1 号 30 人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書採択に関する請願書を採択することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、請願第 1 号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書採択に関する請願書は採択することに決定いたしました。
しばらく休憩いたします。

（13時26分 休憩）

（13時54分 再開）

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま阿部豊君から、意見書第 1 号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書案の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。意見書第 1 号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

— 追加日程第 1 意見書第 1 号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書案の提出について —

議 長（西 日出海 君）

追加日程第 1、意見書第 1 号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書案の提出についてを議題とします。

事務局長をもって朗読をさせます。

議会事務局長（中村 義治 君）

（意見書第 1 号 朗読）

議 長（西 日出海 君）

提出者から発言がありましたらを許可をします。いいですか。

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

議 長（西 日出海 君）

ないようですので討論を終わります。

これから採決を行います。意見書第 1 号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書案の提出については可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、意見書第 1 号 30人以下の学級の実現と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元を求める意見書案の提出については可決されました。

事務局から関係機関へ別紙意見書を送付させます。

— 日程第 9 発議第 3 号 議員の派遣について —

議 長（西 日出海 君）

日程第 9、発議第 3 号 議員の派遣についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

議会事務局長（中村 義治 君）

（発議第 3 号 朗読）

議 長（西 日出海 君）

お諮りします。発議第 3 号 議員の派遣については原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり派遣することに決定しました。

— 日程第 10 閉会中の所管事務調査 —

議 長（西 日出海 君）

日程第 10. 閉会中の所管事務調査に入ります。

閉会中の所管事務調査に入ります。閉会中の所管事務調査について、会議規則第 75 条の規定により、各委員長からお手元に配付しております案件について、調査の申し出がっております。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査を行うことに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、別紙、委員長申し出のとおり、閉会中の調査を行うことに決定されました。

以上で平成 28 年 9 月本定例会に付された案件は全て終了しました。

閉会にあたり町長のあいさつをお受けします。町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、閉会にあたりまして、皆様方にお礼を申し上げたいと思っております。

平成28年の9月の佐々町定例会第3回を9月の27日から本日までということで、皆様方に大変お忙しい中に、全員御出席いただきましてありがとうございました。皆様方のおかげをもちまして、上程いたしました17議案につきまして、原案どおり可決していただきました。我々もいろんな面で皆さん方に今回の議会についても御迷惑をおかけしたと思っております。やはり、我々も一生懸命また勉強をしながら、住民の福祉の向上とそれから安全安心のまちづくりということを目指しながら、議会の皆さん方と一緒にやっていかなければならないと考えておりますので、今後とも皆様方には御協力をいただきますように、心からお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども、閉会にあたり御挨拶にかえさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

議 長（西 日出海 君）

私のほうから一言お礼を申し上げます。9月議会も無事終了いたしました。またこのあと決算、そしてそれぞれにおいては研修という行事が入っております。なかなか厳しい日程ではございますが、皆様にご協力いただきながら議会を運営し、そして各委員会のますますの調査をお願いしたいと思っております。以上で平成28年9月第3回佐々町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（14時05分 閉会）